

令和2年度十和田市経済支援対策給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の縮小等により、影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支援するため、予算の範囲内で令和2年度十和田市経済支援対策給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、別表1に掲げる者であって、かつ、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 申請日時時点で、市内で1年以上継続して営業（自主的休業又は時間短縮営業を含む。）している事業者であって、新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、令和2年2月から7月までの任意の1か月の売上高が前年同月と比較して2割以上減少していること。ただし、創業後1年を経過しておらず、前年の売上高を比較できない飲食事業者にあつては、令和2年2月から7月までの任意の1か月の売上高が、同月の前月又は前々月のいずれかの月の売上高と比較して2割以上減少していること。
- (2) 給付金の支給後も事業活動を継続する意欲があること。
- (3) 個人事業主にあつては、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの事業所得等に係る確定申告又は住民税の申告を行っていること。
- (4) 法人事業者にあつては、直近事業年度分の法人市民税の確定申告を行っていること。
- (5) 令和元年度及び令和2年度納期到来分の市税に滞納がないこと。ただし、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する

市税について地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の適用を受けたものは、支給の対象とする。

(6) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者でないこと。

(7) 令和2年度十和田市飲食業支援給付金事業実施要綱（令和2年4月28日制定）に基づく給付金の支給を受けていない事業者であること。

（支給対象事業及び給付金の額）

第3条 給付金の支給の対象となる事業（以下「支給対象事業」という。）及び給付金の額（以下「給付金額」という。）は、別表2に掲げるとおりとする。

2 複数の種類の支給対象事業を営む事業者にあつては、当該事業者が営む支給対象事業のうち最も金額の大きい給付金額を支給するものとする。ただし、別表2の支給対象事業の(1)③及び④を営む事業者にあつては、当該給付金額を合計した金額を支給するものとする。

（給付金の支給の申請）

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和2年度十和田市経済支援対策給付金支給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、郵送により市長に提出しなければならない。ただし、郵送による提出が困難な場合に限り、他の方法により提出することができるものとする。

(1) 減収月の売上高等が分かる帳簿等の写し

(2) 直近の確定申告書類又は住民税申告書類等の控え等の写し

(3) 令和元年度及び令和2年度納期到来分の市税に滞納がないことを証する書類

(4) 市税に係る徴収猶予許可通知書の写し（新型コロナウイルス感染症等

に係る徴収猶予の特例の適用を受けた者に限る。)

- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業又は自動車運転代行業を営む交通事業者にあつては、市内の本社又は営業所等における令和2年6月5日時点の車両登録台数の分かる書類等の写し
- (6) 市街地宿泊事業者にあつては、令和2年6月5日時点の部屋数が分かる書類等の写し
- (7) 許可が必要な業種にあつては、当該業種に係る営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類の写し
- (8) 許可が必要ではない業種にあつては、営業の実態が分かる書類等の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第2号から第4号までに掲げる書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があつたときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(申請受付期間)

第5条 給付金の支給に係る申請の期間は、令和2年6月8日から8月31日までとする。ただし、病気その他の理由により、市長がやむを得ないと認める場合は受付期間を9月30日までとする。

2 郵送による提出は、申請受付期間内の消印のあるものを有効とする。

(給付金の支給の決定及び給付金の額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、給付金の支給の可否を決定し、及び給付金額を確定し、令和2年度十和田市経済支援対策給付金支給決定通知及び給付金額確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 給付金は、前条により額を確定した後に口座振込の方法により支給するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 前条の規定による支給の決定及び給付金の額の決定を行った後、申請書の不備による振込不能などがあり、市長が確認等に努めたにもかかわらず第5条の受付期間中に申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者に対しては、給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月3日から施行する。